

令和2年度 公表の対象となる随意契約

物品等又は役務の 名称及び数量	随意契約担当部課の 名称及び所在地	随意契約を締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額 (税込)	随意契約によることとした理由	その他必要な 事項(備考)
心電計、血圧脈波検査装置(一式)	事務部 会計課	令和2年6月9日	芙蓉総合リース株式会社 札幌市中央区北三条西3丁目1番 44	3,528,360円	新型コロナウイルスの感染拡大による緊急事態宣言のなか、札幌圏からの参加者を院内に入れることは危険との判断となったが、器機の更新が不可欠なため、緊急の必要によりに競争に付することができない場合(日本赤十字社会計規則第36条第3項)に該当。	
患者監視装置(一式)	事務部 総務課	令和2年7月1日	芙蓉総合リース株式会社 札幌市中央区北三条西3丁目1番 44	5,607,360円	新型コロナウイルスの感染拡大による緊急事態宣言のなか、札幌圏からの参加者を院内に入れることは危険との判断となったが、器機の更新が不可欠なため、緊急の必要によりに競争に付することができない場合(日本赤十字社会計規則第36条第3項)に該当。	
自動血球洗浄遠心機(一式)	事務部 総務課	令和2年12月8日	株式会社常光 函館市亀田本町67番8号	1,210,000円	必要とする機能を有する機器は当該機器のみであること、緊急の必要により競争に付することができない場合(日本赤十字社会計規則第36条第3項)に該当。	
全自動散薬分包機(一式)	事務部 総務課	令和3年2月3日	株式会社モロオ函館第2営業所 函館市万代町20番3号	6,600,000円	補助金の期日が迫っており、緊急の必要により競争に付することができない場合(日本赤十字社会計規則第36条第3項)に該当。	

減圧沸騰式洗浄器 (一式)	事務部 総務課	令和3年2月8日	株式会社竹山函館支店 函館市吉川町5番41号	6,435,000円	補助金の期日が迫っており、緊急の必要により競争に付することができない場合（日本赤十字社会計規則第36条第3項）に該当。
過酸化水素ガスプラズマ滅菌システム (一式)	事務部 総務課	令和3年2月8日	株式会社ムトウ函館支店 函館市豊川町2番7号	7,326,000円	補助金の期日が迫っており、緊急の必要により競争に付することができない場合（日本赤十字社会計規則第36条第3項）に該当。
微生物検査システム (一式)	事務部 総務課	令和3年2月8日	株式会社モロオ函館第2営業所 函館市万代町20番3号	4,378,000円	補助金の期日が迫っており、緊急の必要により競争に付することができない場合（日本赤十字社会計規則第36条第3項）に該当。
患者監視装置(一式)	事務部 総務課	令和3年2月5日	株式会社竹山函館支店 函館市吉川町5番41号	5,060,000円	補助金の期日が迫っており、緊急の必要により競争に付することができない場合（日本赤十字社会計規則第36条第3項）に該当。
電動ベッド(10式)	事務部 総務課	令和3年2月17日	株式会社ムトウ函館支店 函館市豊川町2番7号	2,904,000円	補助金の期日が迫っており、緊急の必要により競争に付することができない場合（日本赤十字社会計規則第36条第3項）に該当。
クリーンパーテーション (10式)	事務部 総務課	令和3年3月1日	函館酸素株式会社 函館市浅野町1番3号	4,081,000円	補助金の期日が迫っており、緊急の必要により競争に付することができない場合（日本赤十字社会計規則第36条第3項）に該当。